

白河市景観まちづくり補助制度の概要

市の景観形成に寄与するものと認められる次の行為について、事業にかかる経費の一部を補助します。区域内の主要な通りから見える一定の範囲内で、景観整備に配慮され、かつ景観まちづくりの先導的模範となるものが補助の対象となります。

【 補助率 2分の1 】

| 対象事業 | | 限度額（万円） | | 説明 | 対象施設 |
|---------------|-----------------------|---------|------|---|--|
| | | 景観協定区域 | 特定区域 | | |
| 建築物 | 新築・増築・改築のうち外観にかかる部分 ※ | 80 ※ | 100 | ○白河市の景観計画や景観形成ガイドライン、地域の景観まちづくり協定等に適合することが前提となります。 ○外観の修景とは、建築物の形態や意匠、色彩等を周辺のまちなみに調和させること等をいいます。 | ○住宅 ○店舗 ○事務所 ○車庫 ○倉庫 ○物置 など |
| | 外観の修景整備 | 80 | 100 | | |
| 建築設備、外構等の修景整備 | | 30 | | ○建築設備を、道路に面する部分から板塀等で遮へいするもの、または外構の修景整備に要するものです。 ○周辺のまちなみと調和したデザインや素材、色彩として整備するものです。 | ○空調設備 ○給排水設備 ○電気設備 ○自動販売機 ○門 ○板塀 ○生垣 など |

- 補助制度を利用する場合は、事業を実施する前の年度の9月末までに、事前協議書を提出していただきます。
- 景観協定区域とは、白河市景観条例に規定する景観まちづくり協定を締結し、市長の認定を受けた一定の範囲をいいます。
 (※景観協定区域のうち、新築・増築・改築に係る事業の対象となるのは、一部の区域となります。)
- 特定区域とは、白河市景観計画に規定する城下町地区推進区域内において、市長が指定する公道に接する一定の範囲をいいます。
- 通常の維持管理行為などは対象となりません。
- 建築基準法その他法令の制限に適合することが必要となります。
- 詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

白河市 建設部 都市計画課 景観係

☎ 0248-22-1111(代表)